

判 決

控訴人 第一小型ハイヤー株式会社

被控訴人 北海道地方労働委員会

参加人 第一ハイヤー労働組合

右当事者間の不当労働行為救済命令取消請求控訴事件について、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は「原判決を取り消す。被控訴人が参加人、控訴人間の昭和三七年度委不第一一〇号不当労働行為救済命令申立事件につき、昭和四一年七月一四日付でした原判決末尾添付の命令主文第一、二項の命令を取り消す。訴訟費用は被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人の主文同旨の、参加代理人の主文第一項同旨の各判決を求めた。

当事者双方の主張および証拠の関係は、次に付け加えるほかは、原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する。

一 控訴代理人は、「仮りに、控訴人について支配介入の不当労働行為が成立するとしても、原判決添付の救済命令（以下、「本件命令」という。）主文第一項は、次の理由により違法である。(1)不当労働行為制度の趣旨は、不当労働行為を是正してこれがなかったと同じ状態を作り出すことにあるのであるから、労働委員会としては、現にあった不当労働行為を排除し、原状回復を命ずることを建前とし、本件命令主文第一項のような不作為命令は、再び同種または類似の不当労働行為が繰り返されるおそれが多分に存在し、あらかじめこれを抑止する必要があると認められるときに限って許されるものである。

しかし、控訴人が本件命令主文第一項の対象となった不当労働行為を行なったのは、昭和三七年六月五日の本件救済申立て以前のことであり、右事件の審理は同年一二月二六日に終了しているのであるから、その必要があれば被控訴人は遅滞なく救済命令を発すべきであるのに、その後三年六月にわたりこれを放置し、昭和四一年七月一四日になって本件命令を発したものであり、その間控訴人は支配介入の不当労働行為を行なっておらず、約四年前の行為を理由に不作為命令を発せられる理由はなかったものである。(2)さらに、本件事案について不作為命令が必要であったとしても、本件命令主文第一項は、労働組合法第七条第三号の文言をそのまま引用したものであるところ、労働委員会の命令を確定すると、これに違反する使用者は過料または刑罰の制裁を受けるのであるから、本件命令主文第一項のように将来にわたって具体的内容を規定しない命令を発することは、結局制裁の裏付けをもった法規を設定するに等しく、労働委員会の権限を越えた違法のものである。」と主張した。

二 被控訴代理人は、「(1)被控訴人は、審査の全趣旨により、控訴人について不当労働行



二 控訴人は、本件命令主文第一項はその必要性を欠くと主張する。原本の存在およびその成立に争いのない甲第一号証によれば、被控訴人は、本件救済申立てに関する審問を昭和三七年一月二六日に終結したことが認められ、本件命令が昭和四一年七月一四日付で発せられたことは当事者間に争いが無い。しかし、前記のとおり、控訴人は、参加人組合内の執行部に対する批判勢力と連携を保ちつつ、その活動を授助し、助長したものであり、前認定の事実よりすれば右審問終結当時控訴人において同種または類似の行為を繰り返すおそれがあったものというべきところ、その後このようなおそれを解消させるような事情の変更があったと認めるに足る証拠はないから、審問終結後本件命令発令までに相当の期間を経過したことの故をもって、本件命令主文第一項はその必要性を欠くものとはいえない。

三 控訴人は、さらに本件命令主文第一項は、労働組合法第七条三号の文言をそのまま引用したもので、抽象的であり、救済命令として違法であると主張する。

前記のとおり、本件命令主文第一項は、「被申立会社（注、控訴人を指す。）は、申立組合（注、参加人組合を指す。）の運営に介入してはならない。」というものであり、労働組合法第七条三号の規定の一部をそのまま記載したものである。しかし、救済命令は、具体的事件の救済のために発せられるものであるから、その命令主文だけを取り出して見れば、法文の繰り返しにすぎないように見えるものでも、理由をも含めて救済命令を全部見れば、その命令の趣旨を具体的なものとして理解することも可能な場合も少なくなく、本件命令主文第一項も、それが特に前記第七条三号の文言の一部だけを取り出したものであることを考慮しながら、命令全部を読めば、控訴人に対し、理由中で認定されているように、参加人組合内の批判勢力と連携を保ち、その活動を援助するなどして、参加人組合の運営に介入してはならないという趣旨であることは明らかである。控訴人が主張するとおり、使用者が確定した救済命令に違反したときは、過料または刑罰の制裁があることよりすれば、救済命令の内容は、出来るだけ具体的であることが望ましいが、地方事件の性質上それが技術的に困難であり、内容の限定がかえって使用者の脱法手段を招くおそれがあるような場合には、不当労働行為制度の目的に照らし、その実効性を確保するために、ある程度抽象的な内容の救済命令を発することも直ちに違法ということはできない。使用者が組合内の批判勢力と連携し、これを援助する場合、使用者はさまざまな手段、方法を選ぶことができるから、使用者が先にした特定の手段、方法に限らず、さまざまな手段、方法を用いて組合内の批判勢力と連携し、これを援助するおそれが多分にあると認められる場合には、先にあった特定の手段、方法だけを禁止しても、不当労働行為制度の目的は殆んど達せられないことになる。したがって、このようなおそれの存する限り、本件命令主文第一項のような命令も許されるものと解すべきところ、前認定の事実からすれば、控訴人には、このようなおそれが十分にあったものというべきである。よってこの点の控訴人の主張も採用できない。

そうすると、控訴人の本件請求を棄却した原判決は相当で本件控訴は理由がないから、民事訴訟法第三八四条第一項、第九五条、第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第二部